

大和市スポーツ推進委員に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第51号

大和市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員(以下「委員」という。)の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 教育機関及び行政機関が行うスポーツの行事又は事業に協力すること。
- (2) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツの行事又は事業に関し、それらの求めに応じて協力すること。
- (3) 市民に対し、スポーツの普及を図るとともに、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (4) 市民のスポーツ活動を推進するための組織の育成を図り、その活動に協力すること。
- (5) 大和市社会体育振興委員設置規則(平成25年大和市規則第52号)第1条に規定する大和市社会体育振興委員を指導するとともに、スポーツ活動に関し相互に協力すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に対してスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、57人とする。

(報酬等)

第4条 委員の報酬及び費用弁償は、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(昭和36年大和市規則第5号)の定めるところによる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

(服務)

第6条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、職務に関係する法令等を遵守し、その職務を誠実に遂行しなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解嘱及び辞任)

第7条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認めたとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員として不適格であると認めたとき。

2 委員は、自己の都合により辞任しようとするときは、その辞任しようとする日の30日前までに市長に申し出て、承認を得なければならない。

(研修)

第8条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までとする。